

## 令和3年度 第9回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年12月7日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 藤松 美潮          10番 藤原 通弘

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 47号	農地法第3条の申請について
議案第 48号	農地法第5条の申請について
議案第 49号	非農地証明願いについて
議案第 50号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 51号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 7号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和3年度第9回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	( 9時27分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員と <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 並びに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第47号から議案第51号までの5議案17件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第47号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会事務局の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> です。よろしくお願いいたします。 議案書の1ページをごらんください。 「議案第47号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、譲受人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 歳。申請の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地目、台帳、現況ともに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地積 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 、合計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 筆の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> です。譲受人の経営面積は、田 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、畑 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> aです。理由といたしましては、子へ贈与、親から受贈であります。 以上です。
議長	1番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員より説明願います。
<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員	11月19日に <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農地委員と事務局職員とで現地確認を行いました。申請地は、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> と <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の裏にある土地です。譲渡人の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんと、譲受人の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんは親子です。親から子への贈与で話がまとまったようです。 以上、よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を願います。
事務局	譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。 なお、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの所有の農地は、これ以外に約 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、譲受人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 歳。申請の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地目、台帳、現況ともに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地

	積 $\blacksquare$ m <sup>2</sup> 、合計 $\blacksquare$ 筆の $\blacksquare$ m <sup>2</sup> です。譲受人の経営面積は、田 $\blacksquare$ a、畑 $\blacksquare$ a、計 $\blacksquare$ aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	2番について、許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	11月18日に $\blacksquare$ 農業委員と現地確認を行いました。申請地は、 $\blacksquare$ の交差点から $\blacksquare$ を進み、 $\blacksquare$ から約300m上ったところにあります。 譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地付近を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 $\blacksquare$ さんの所有農地は、これ以外に約 $\blacksquare$ aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 $\blacksquare$ さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 $\blacksquare$ さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第47号」「農地法第3条の申請について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第47号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第47号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第48号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の $\blacksquare$ です。よろしく申し上げます。 議案書2ページをお開きください。 「議案第48号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、 $\blacksquare$ 区、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$ 歳。転用者、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$ $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$ 、設立 $\blacksquare$ 年。申請の土地、大字 $\blacksquare$ 字 $\blacksquare$ $\blacksquare$ 、地番 $\blacksquare$ 、地目、 $\blacksquare$ 、地積 $\blacksquare$ m <sup>2</sup> 、計 $\blacksquare$ 筆、 $\blacksquare$ m <sup>2</sup> 。申請内容、農業用施設として。 申請理由、申請地近隣で $\blacksquare$ の栽培を開始するにあたり必要な施設を設置したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、 $\blacksquare$ 農業委員より説明願います。
$\blacksquare$ 委員	10月21日に $\blacksquare$ 農地委員と事務局職員とで現地確認を行いました。申請地は、 $\blacksquare$ 沿いの $\blacksquare$ と $\blacksquare$ の境から道路を5分ぐらい上ったところにあります。 $\blacksquare$ を植えた後

	の土地に施設ができるということで、よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■■は、主に■■■■■で■■■■■の生産・加工・販売を行っている企業です。</p> <p>転用の目的は、申請地周辺で新たに■■■■■の栽培を開始するに当たり、20年間の賃貸借契約を結び、申請地に農業用施設を設置して利用することです。</p> <p>なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和3年9月から申請地を転用許可得ることなく造成しているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、新たに■■■■■の栽培を開始する土地に隣接しており利便性が高いこと、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■■、南側は■■■■■、西側は■■■■■、東側は■■■■■にそれぞれ接しており、農業用施設への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■■■m<sup>2</sup>に農業用倉庫■■■■■棟、薬品庫■■■■■棟、ポンプ小屋■■■■■棟、貯水サイロ■■■■■基を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、自然浸透とし、現状のまま土地を利用するため、雨水及び土砂の流出の危険性はないと考えられますが、転用に際し被害等が発生した場合は、責任を持って処理する旨の書面をいただいております。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された預金残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	令和3年9月の追認ということですので、現状について少し補足をしていただきたいと思います。
事務局	10月21日に■■■■■農業委員と現地を確認させていただいたときに、申請地は造成の工事をしているという現状を把握しました。農業委員会から転用の許可が出ていないため、工事をその場でストップしていただいて、今は一部分を削っている状態で、工事が止まっている状況であります。以上です。
議長	只今、「議案第48号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第48号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第48号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第49号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをごらんください。 「議案第49号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[ ]区、[ ]、申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m <sup>2</sup> 、合計[ ]筆の[ ]m <sup>2</sup> です。申請地の状況は雑種地です。転用または耕作放棄された理由は、隣地にある倉庫の駐車場として使用してしまったものです。 以上です。
議長	1番について、[ ]農業委員より説明願います。
[ ]委員	11月19日に現地確認を行いました。申請地は、[ ]の交差点にあり、[ ]の向かいの土地です。平成4年頃から、この土地を駐車場にして使用していたそうです。今回非農地として申請いたしました。よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を11月19日に[ ]農地委員、[ ]農業委員と確認しております。申請者が売買により取得し、20年以上、倉庫の駐車場として使用してきたそうです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っていきます。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態管理したいそうです。 以上です。
議長	続いて、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号2番、申請者、[ ]区、[ ]、申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m <sup>2</sup> 、合計[ ]筆の[ ]m <sup>2</sup> です。申請地の状況は原野です。転用または耕作放棄された理由は、水はけが悪いため耕作を断念し、雑木や雑草が生い茂ってしまったということです。 以上です。
議長	2番について、[ ]農業委員より説明願います。
[ ]委員	11月18日に[ ]農地委員と事務局職員とで現地確認に行きました。[ ]沿いで[ ]があった反対側のカーブのところになります。水はけが大変悪くてできないということで、耕作を放棄していた状態です。 よろしく願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を11月18日に[ ]農地委員、[ ]農業委員と確認しました。申請者は昭和34年に



事務局	<p>現地を11月19日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者の祖父が昭和10年に売買により取得し、30年以上前から倉庫と庭園として使用してきました。申請者は昭和61年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っていません。</p> <p>今後の予定についてですが、弟に名義の変更をしたい意向のようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>です。申請地の状況は進入路です。転用または耕作放置された理由は、狭小地のため耕作を放棄し、進入路として使用しているとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	11月19日に■■■■農地委員と事務局職員の2名で現地確認を行いました。場所は、■■■■より南に400mぐらい下った■■■■の真下です。入口が狭く、■■も狭い土地でしたので、気がつかないまま道路にしたそうです。ご審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を11月19日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請地は40年以上、進入路として使用してきました。申請者は平成27年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っていません。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態での管理したいとのこと。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号6番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>です。申請地の状況は山林です。転用または耕作放置された理由は、前所有者が管理できなくなり雑木が生い茂り、相続時点で耕作不可能だったため耕作を断念したということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	11月15日に■■■■農地委員と事務局職員とで現地確認しました。■■■■んはUターンで帰って来られ、相続の整理をしている中で現状が分かった次第です。現況は耕作できない状態です。審議のほどよろしく願います。
議長	証明書の発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を11月15日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者の父が昭和55年に相続により取得しましたが、維持管理ができず耕作を断念したため雑木が生い茂った状況

	<p>です。申請者は、平成29年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農振除外申請を行い、令和3年8月18日に認められました。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態での管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第49号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第49号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第49号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番は、「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>委員には退出していただきたいと思えます。</p>
	<p>&lt; <span style="background-color: black; color: black;">          </span>委員 退出 &gt;</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをごらんください。</p> <p>「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、借人、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>歳。申請の土地になります、大字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地番<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地目、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地積<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m<sup>2</sup>、ほか<span style="background-color: black; color: black;">          </span>筆、合計<span style="background-color: black; color: black;">          </span>筆の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m<sup>2</sup>です。設定期間は<span style="background-color: black; color: black;">          </span>年の再設定で、借人の経営面積は、田<span style="background-color: black; color: black;">          </span>a、畑<span style="background-color: black; color: black;">          </span>a、計<span style="background-color: black; color: black;">          </span>aです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」のア、利用権の設定の1番について事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」ア、利用権の設定の1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、ア、利用権の設定の1番については、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた<span style="background-color: black; color: black;">          </span>委員に、事務局より議事への参加を要請してく</p>







	人 [ ] 分については、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第7号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>「報告第7号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。理由といたしましては、借人の都合になります。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借人、[ ]、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。理由といたしましては、借人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和3年度第9回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時10分：終了)